

森林病虫害等防除事業補助金交付要綱

昭和 60 年	5 月 20 日	告示第 404 号
昭和 61 年	4 月 1 日	告示第 383 号改正
昭和 61 年	5 月 15 日	告示第 444 号改正
平成 元年	3 月 27 日	告示第 261 号改正
平成 4 年	3 月 7 日	告示第 362 号改正
平成 6 年	11 月 4 日	告示第 786 号改正
平成 7 年	6 月 19 日	告示第 495 号改正
平成 9 年	3 月 31 日	告示第 244 号改正
平成 9 年	11 月 10 日	告示第 679 号改正
平成 10 年	5 月 28 日	告示第 298 号改正
平成 11 年	12 月 9 日	告示第 667 号改正
平成 12 年	6 月 29 日	告示第 377 号改正
平成 15 年	7 月 28 日	告示第 380 号改正
平成 16 年	6 月 14 日	告示第 390 号改正
平成 18 年	8 月 24 日	告示第 421 号改正
平成 19 年	8 月 30 日	告示第 431 号改正
平成 22 年	7 月 8 日	告示第 419 号改正
平成 25 年	1 月 31 日	告示第 38 号改正
平成 25 年	3 月 28 日	告示第 177 号改正
平成 27 年	8 月 12 日	27 森推第 345 号林務部長通知
平成 29 年	3 月 10 日	28 森推第 772 号林務部長通知

(趣旨)

第 1 この要綱は、森林資源の保護育成を図るため、市町村等が行う森林病虫害等防除事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、補助金等交付規則（昭和 34 年長野県規則第 9 号。以下「規則」という。）に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 この要綱において「森林病虫害等防除事業」とは、次の各号に掲げる事業をいう。

(1) 松林健全化推進事業

市町村が森林病虫害等防除法（昭和 25 年法第 53 号。以下「法」という。）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する松くい虫の防除を行う事業をいう。

(2) その他森林病虫害等防除事業

森林病虫害等駆除者（森林病虫害等防除法施行細則（昭和 27 年長野県規則第 96 号）第 1 条の規定による届出をして森林害虫防除員の指導のもとに森林病虫害等の防除を行う者をいう。）が法第 2 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に規定する森林病虫害等（以下「法定森林病虫害等」という。）並びに知事が認めた森林病虫害等の防除を行う事業をいう。

(事業の種類、経費及び補助率)

第3 第1に規定する補助金の交付の対象となる事業の種類及び経費並びにこれに対する補助率は、別表のとおりとする。

(補助金交付申請書等)

第4 規則第3条に規定する申請書は、森林病虫害等防除事業補助金交付申請書によるものとする。

2 規則第3条に規定する関係書類は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 事業実行調書(薬剤防除効果等検証及び伐倒駆除のうち松くい虫被害緊急対策にあつては実行計画書)

(2) 事業地実測図又は見取図

(3) 事業地位置図(5万分の1の地形図又はその写しに図示したもの。)

(4) 収支精算書(個人にあつては、事業経費の支出を証する書類又はその写しとし、薬剤防除効果等検証及び伐倒駆除のうち松くい虫被害緊急対策にあつては、収支予算書とする。)

3 前2項の書類の提出期限は、別に定める。

(実績報告書等)

第5 規則第12条第1項に規定する実績報告書(薬剤防除効果等検証及び伐倒駆除のうち松くい虫被害緊急対策に係るものに限る。)は、森林病虫害等防除事業実績報告書によるものとする。

2 規則第12条第1項に規定する関係書類(薬剤防除効果等検証及び伐倒駆除のうち松くい虫被害緊急対策に係るものに限る。)は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 収支精算書

(2) 事業実績書

3 前2項の書類の提出期限は、別に定める。

(申請の特例)

第6 その他森林病虫害等防除事業について同一市町村内で補助金の交付を受けようとする者が2人以上あるときは、代理者を定めて補助金交付の申請をすることができるものとする。

(補助金交付の請求)

第7 補助金の交付を請求しようとするときは、森林病虫害等防除事業補助金交付請求書を知事に提出して行うものとする。

(申請書等の様式)

第8 この要綱に規定する申請書等の様式は、別に定める。

(書類の経由)

第9 規則及びこの要綱により知事に提出する書類は、所轄地域振興局長を経由するものとする。

(別表) (第3関係)

1 松林健全化推進事業

事業の種類	経費	補助率
特別防除	航空機を利用して行う薬剤の散布に要する経費について知事が適当と認めた額	4分の3以内。ただし、伐倒駆除のうち松くい虫被害緊急対策その他国庫補助対象以外に係るものにあつては2分の1以内
地上散布	地上から行う薬剤の散布に要する経費について知事が適当と認めた額	
無人ヘリコプター散布	無人ヘリコプターを利用して行う薬剤の散布に要する経費について知事が適当と認めた額	
樹幹注入剤利用松林保全対策	樹幹注入剤の注入に要する経費について知事が適当と認めた額	
薬剤防除安全確認調査	特別防除実施地又は無人ヘリコプター散布実施地における安全確認調査実施に要する経費について知事が適当と認めた額	
薬剤防除効果等検証	特別防除実施予定地又は無人ヘリコプター散布実施予定地において、これらの散布に関して行う防除効果調査及び調査結果の説明等に要する経費について知事が適当と認めた額	
伐倒駆除	1 くん蒸 被害木の伐倒及び薬剤によるくん蒸に要する経費について知事が適当と認めた額 2 破砕 被害木の伐倒、搬出及び枝条の焼却又は破砕に要する経費について知事が適当と認めた額 3 全木焼却 被害木の伐倒及び焼却に要する経費について知事が適当と認めた額	
その他知事が特に必要と認める事業	その他知事が特に必要と認める事業に要する経費について知事が適当と認めた額	2分の1以内
被害木特別駆除	伐倒駆除事業及び特別伐倒駆除事業の困難な場所にある被害木への、航空機を利用して行う薬剤の散布に要する経費について知事が適当と認めた額	2分の1以内

2 その他森林病虫害等防除事業

事業の種類	経費	補助率
突発森林病虫害等駆除	知事が必要と認めた森林病虫害等の駆除に要する経費について適当と認めた額	4分の3以内。ただし、国庫補助対象外に係るものにあつては2分の1以内